

# ◆令和6年度家庭用◆

「所沢市スマートハウス化推進補助金」

地球に  
やさしい!

## エコリフォームのご案内

自ら居住する市内の住宅において、断熱改修や省エネ設備の導入など、環境負荷を小さくするリフォームをする市民の方に対して、経費の一部を補助します。

補助対象項目
外窓の交換
内窓の設置
窓ガラスの交換
玄関ドアの交換
床の断熱改修
壁の断熱改修
天井・屋根の断熱改修
屋根の遮熱塗装
節水型トイレ ※単独申請不可
高断熱浴槽 ※単独申請不可

### ●工事前に申請が必要です。

補助対象の工事を実施される方は、工事のご契約後、着工前にマチごとエコタウン推進課へ申請書と必要書類をご提出ください。必要書類はホームページからダウンロードできるほか、マチごとエコタウン推進課窓口で配付しています。

### ●工事着工の30日前までに申請してください。

### ●工事完了から30日以内又は、令和7年3月21日（金）のいずれか早い日までに実績報告をご提出ください。

### ◆申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

令和6年度 申請受付期間  
工事着工の30日前までに申請してください。

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）

#### 【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15） FAX：04-2998-9394

メール：[a9133@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9133@city.tokorozawa.lg.jp)



# － 目次 －

- 補助項目一覧 . . . . . (P3)
- 加算措置について . . . . . (P4)
- 申請期間、補助金が振り込まれるまでの流れ . . . . . (P5)
- 共通事項 . . . . . (P6～P8)  
(補助対象者の要件など)
- 補助対象項目ごとの要件
  - 1 開口部の断熱改修 . . . . . (P 9)
  - 2 断熱改修 . . . . . (P10)
  - 3 屋根の遮熱塗装 . . . . . (P11)
  - 4 節水型トイレ . . . . . (P11)
  - 5 高断熱浴槽 . . . . . (P11)
- 必要書類 . . . . . (P12)

## これからの家の在り方について考えてみませんか？

地球温暖化の主な原因である「二酸化炭素」は、所沢市では家庭からの排出量が全体の約3割を占めています。

太陽光発電システムなどの「再生可能エネルギーの導入」、「エネルギー使用量の少ない住宅の新築」、「既存住宅のエコリフォーム」など、エネルギーを大切に使うことで、二酸化炭素排出量を削減できます。

また、住宅の断熱性能を向上させることは省エネ効果のみならず、各部屋の温度差が小さくなることによって、ヒートショックを起こす危険性も低くなり、健康面での効果も期待できます！資源を大切に、健康で心豊かな生活を送っていきましょう！



## 補助項目一覧

補助対象項目	補助金額		上限額
外窓の交換	大 (2.8 m <sup>2</sup> 以上)	10,000 円/箇所	合 算 で 30 万 円
	中 (1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満)	8,000 円/箇所	
	小 (0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満)	6,000 円/箇所	
内窓の設置	大 (2.8 m <sup>2</sup> 以上)	9,000 円/箇所	
	中 (1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満)	7,000 円/箇所	
	小 (0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満)	5,000 円/箇所	
窓ガラスの交換	大 (1.4 m <sup>2</sup> 以上)	8,000 円/箇所	
	中 (0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満)	5,000 円/箇所	
	小 (0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満)	3,000 円/箇所	
玄関ドアの交換	4 万円/箇所		
床の断熱改修 (上限 6 万円)	6 万円/ (床全面) 又は 1,000 円/m <sup>2</sup>		
壁の断熱改修 (上限 10 万円)	10 万円/ (壁全面) 又は 1,000 円/m <sup>2</sup>		
天井・屋根の 断熱改修	400 円/m <sup>2</sup>		
屋根の遮熱塗装	3 万円 (一律)		
節水型トイレ	5,000 円/基 (最大 2 基) ※単独申請不可		
高断熱浴槽	3 万円 ※単独申請不可		

### ◆注意事項

(1) 2種類以上のエコリフォームを実施する場合には、それぞれで補助金の交付を受けることができます。

ただし、補助金を受けられるのは、エコリフォームとして**1世帯につき1回限り**となりますのでご注意ください。

交付申請書は、1枚にまとめてご記載いただけます。

(2) エコリフォームの補助金をすでに受けた方でも、創エネ・蓄エネ機器導入の補助金をご申請いただくことが可能です。

## ◆加算措置について

次の要件を満たす場合、最大33%までの加算措置を受けることができます。該当する場合は必要書類(P12参照)を申請書類に添付してください。

(1) 「18歳未満の子を含む三世代」が同居し、日常生活を営んでいる場合

⇒ 補助金額の10%

(2) 「小規模事業者」を利用してエコリフォームの工事を実施する場合

⇒ 補助金額の3%

**※小規模事業者:** 事前に登録された小規模事業者(従業員が20名以下の市内事業者)です。  
市ホームページ(「スマートハウス 小規模事業者」で検索)に名簿を掲載しています。

(3) 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合

⇒ 補助金額の20%

**※再生可能エネルギー比率**は、ご契約されている電力会社ホームページの電源構成が公表されているページにてご確認いただけます。「再エネ〇%プラン」など契約種別から比率が分かる電力プランもあります。

**※**ご自宅に設置している太陽光発電システム等で賄う電力とは関係ありません。

## 電力会社を選ぶことは未来を選ぶこと

みなさんは、ご自宅で使っている電気がどのように作られているかご存じですか。

大手電力会社のホームページによると、通常プランは73%が火力(2022年度実績)で作られています。火力発電は二酸化炭素を大量に排出します。

一方、二酸化炭素をなるべく排出しない電気の作り方があります。再生可能エネルギーを由来とするものです。このエネルギーは太陽光、水力、風力、地熱など、自然界で起こる現象から取り出すことができ、なくなることがないエネルギーのことで、発電の過程で二酸化炭素を排出しません。私たちの手元に届く電気は同じですが、作り方は大きく異なります。

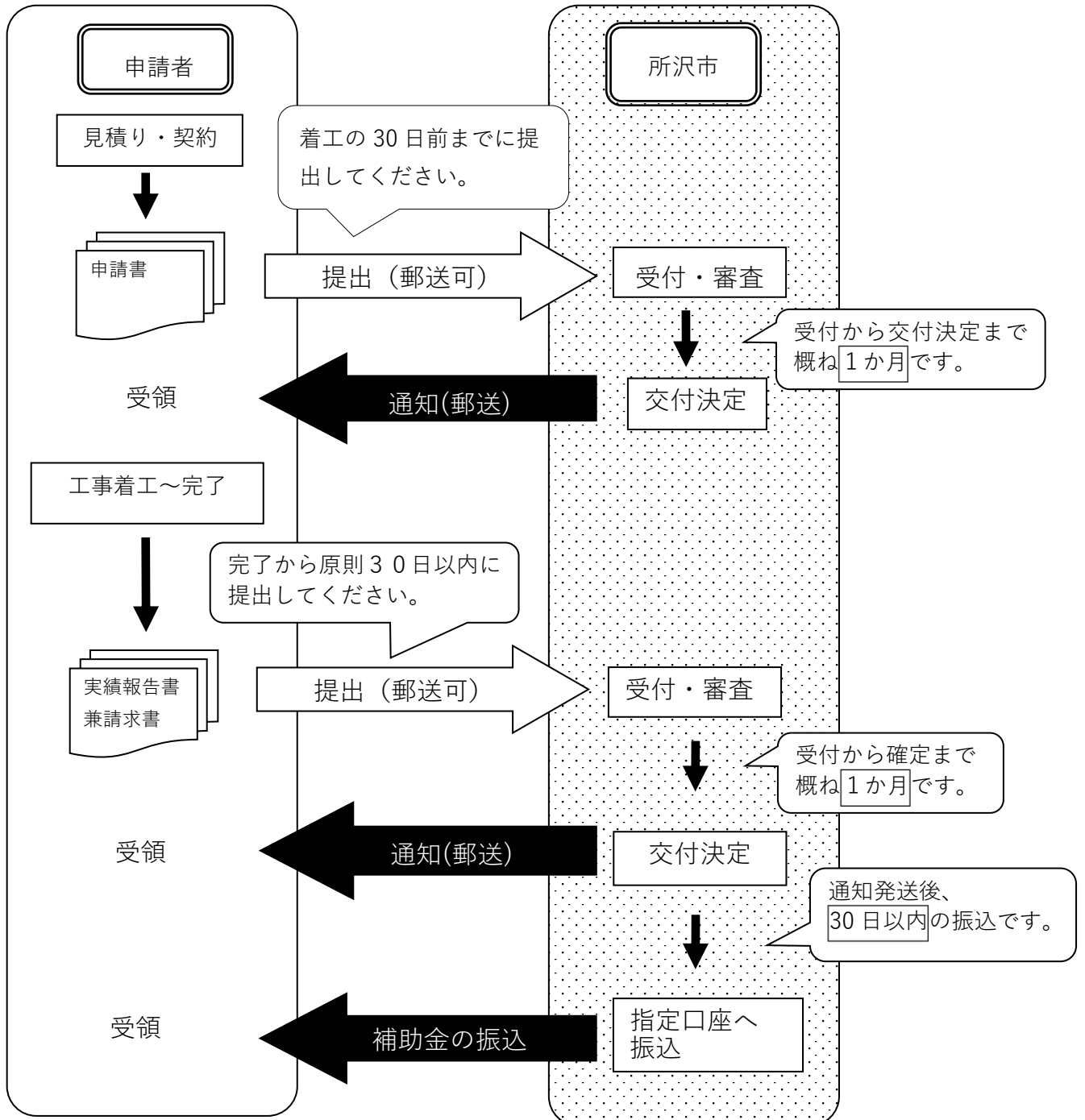
今では、再生可能エネルギー比率が大きい電力プランや電力会社がたくさんあります。所沢市が出資している地域新電力会社「株式会社ところざわ未来電力」でも、市内の太陽光発電やバイオマス由来の再生可能エネルギーを含む、環境負荷の小さい電力を供給しています。

使用する電力プランを選ぶこと等により、二酸化炭素の排出がない暮らしを実現し、将来世代が豊かに暮らせる未来を私たちが残していかなければならない時代がきています。

## ■申請期間

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間 (先着順・予算額に達し次第終了)
工事着工前 (原則1か月前まで)	令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始は除く)
※工事完了後、30日以内又は令和7年3月21日(金)のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書を提出してください。	

## 補助金が振り込まれるまでの流れ



# 共通事項

## 1. 補助対象者

- ・自ら居住する市内の住宅に、補助対象工事を実施する方
- ・補助金の申請時（工事後に転入する場合を除く）及び実績報告時に施工住居に住民登録されている方（※1）
- ・補助金の申請時及び実績報告時に市税等の滞納がない方（※2）
- ・市のその他の補助金の交付を受けていない方（※3）
- ・令和7年3月21日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告兼請求書を提出できる方

※1 エコリフォーム後に転入する場合は、実績報告時には必ず住民登録地を施工住居に移す必要があります。

※2 納期が過ぎてから納税した場合は、納税記録がコンピュータに反映されるのに時間がかかるため、領収印が押された納付書の写しを添付していただく場合があります。

※3 同一年度内に同一の補助対象工事に係る経費に対して、その他の市の補助金を受けている方は申請できません。

## 2. 申請方法

補助対象工事のご契約締結後、「所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書【様式第1号】」と必要書類（P9～P12 参照）をご用意いただき、工事着工日の30日前までに所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

※書類のご提出は、ご本人、代理（ご家族・業者等）のどちらでも構いません。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5 階 マチごとエコタウン推進課窓口	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合がありますのでご印鑑をご持参ください。	・郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形（書留等）での提出をお勧めします。 ・ <u>予算額に達した日以降に市役所に到達した申請書類は全て不受理となります。</u> お急ぎの場合は窓口にご持参ください。

※書類に不足や不備があった場合

- ・必要書類が揃った時点で受付となります。受付は先着順となり、予算額に達し次第終了いたします。
- ・書類に不足・不備等があった場合は、お電話にてご連絡することがございます。申請書のお電話番号は、**日中連絡が取れるご連絡先**をご記入ください。また、お手元に控えを保管していただき、当課の電話番号(04-2998-9133)をご登録いただき、などされますとご申請内容の確認が順調に進められて便利です。**連絡がつかず書類不備等により申請条件が揃わずに、工事が開始してしまった場合は補助金をお出しすることができません。**あらかじめご承知おきください。

### 3. 実績報告書兼請求書

補助対象工事を完了した日から**30日以内**又は**令和7年3月21日（金）**のいずれか早い日までに、「所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（家庭用）【様式第11号】」に必要書類を添付して、提出してください。

郵送提出の期限は、**令和7年3月21日（金）必着**です。

### 4. 補助対象工事の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書【様式第8号】」に変更内容が確認できる書類（変更契約書の写し、変更図面、写真等）を添付し、**必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。**

【変更申請が必要となる場合】

補助金申請額／契約の相手方／導入する設備 等

※予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

### 5. 補助対象工事の廃止

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象工事を中止または廃止する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第10号】」を提出してください。

## 6. 管理

補助金の交付の対象となった工事により取得した財産等については、工事を完了した日から起算して**5年間**は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

## 7. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった工事により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供することはできません。これらの行為を行った場合は、**交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。**

## 8. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象工事の完了した日の属する年度の翌年度から**5年間**保存してください。

## 9. アンケート等の実施・協力

対象工事実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

## 国の補助金「住宅省エネ 2024 キャンペーン」について

断熱改修などのエコリフォームは、国が実施している「住宅省エネ 2024 キャンペーン」との併用申請が可能な場合があります。

詳しくは下記をご参照ください。

★補助要件、申請方法、申請期間、必要書類等は「所沢市スマートハウス化推進補助金」と異なります。「住宅省エネ 2024 キャンペーン」につきましては、以下お問い合わせ先、ホームページにて必ずご確認をお願いいたします。

※市では「住宅省エネ 2024 キャンペーン」についてのご質問はお答えできません。

### 【問い合わせ先】

電話：0570-055-224  
受付時間 9:00～17:00  
(土・日・祝含む)

### 【ホームページ】

URL：<https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>





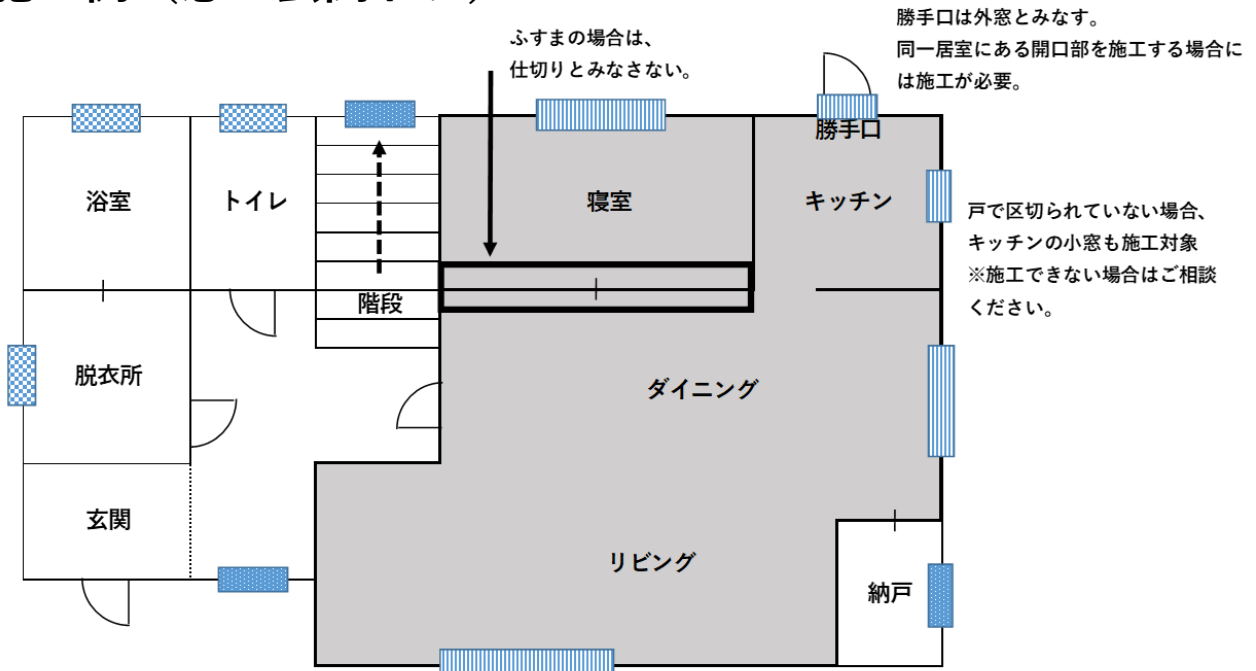
# 各補助対象項目の要件

## 1 開口部の断熱改修

外窓の交換 ・ 内窓の設置 ・ 窓ガラスの交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも 1 の居室において、外部に面したすべての開口部にいずれかの施工を行うこと。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>外窓の交換…外窓を枠とともに交換</li> <li>内窓の設置…既存の窓に内窓を設置</li> <li>窓ガラスの交換…既存の窓のガラス部分のみ交換</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工した窓（内窓設置の場合は外窓*を含めた性能、窓ガラス交換の場合はガラスの中央部）の熱貫流率が <u>3.5 W/ (m<sup>2</sup>・K) 以下</u> であること。                      （熱貫流率：熱の伝えやすさを表す数値。数値が小さいほど断熱性が高い。）</li> </ul> ※上記の要件に当てはまる施工をした場合、同時にトイレや浴室、脱衣所の開口部の断熱改修を補助対象に認めます。
玄関ドアの交換	外部に面した玄関ドア（対象住宅の主たる出入り口）を交換する工事で、当該ドアの熱貫流率が <u>3.5 W/ (m<sup>2</sup>・K) 以下</u> であること。 ※勝手口は外窓と見なします。

\*外窓の熱貫流率が不明な場合は、アルミサッシで単板ガラスの外窓と仮定して熱貫流率を算定すること。

## 施工例（窓・玄関ドア）



- 居室（LDK、和室、子ども部屋や寝室など）
- トイレ・浴室・脱衣所の窓  
（居室を1部屋以上施工した場合のみ補助対象）
- 居室にある全ての開口部を実施した場合（補助対象）
- 居室でないため、補助対象とならない窓

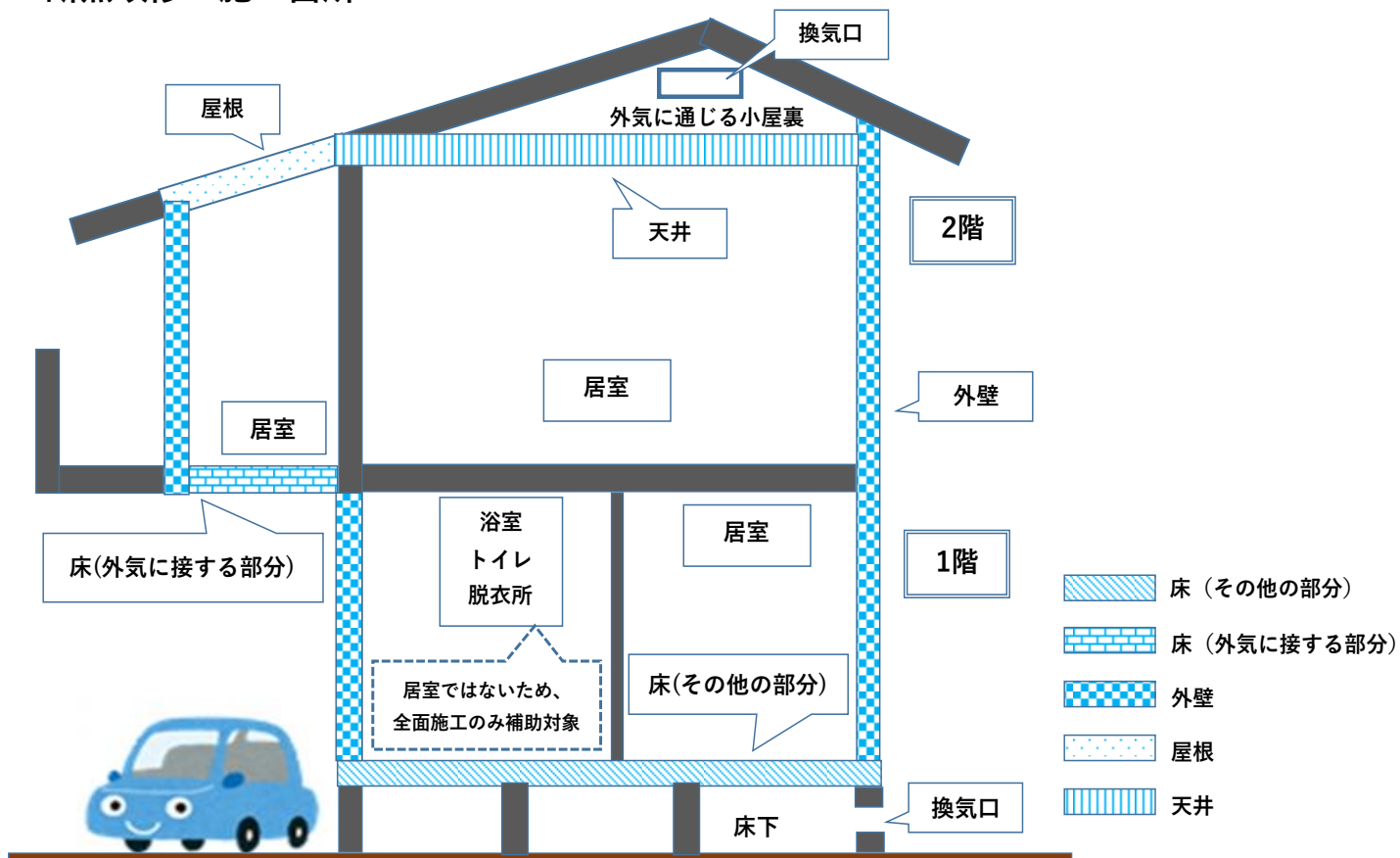
※廊下や階段等と居室に区切りがない場合、その居室にある全ての窓を施工する際には、廊下や階段等にある窓も補助対象となります。

## 2 断熱改修（断熱材・断熱パネルによる改修）

<p>床 天井 屋根</p>	<p>少なくとも1の居室の外気に接した床全面、天井全面、または屋根全面を施工するもので、改修後の断熱材の熱抵抗値が基準※で規定されたもの以上であること。</p> <p>全面改修の場合、全居室を含む外気に接した全ての面を施工するものとする。</p> <p>※ガルバリウム鋼板などの断熱性能を有した鋼板による屋根のカバー工法は対象外となります。</p>
<p>外壁</p>	<p>少なくとも1の居室の外気に接した全ての壁を施工するもので、改修後の断熱材の熱抵抗値が基準※で規定されたもの以上であること。</p> <p>全面改修の場合、全居室を含む外気に接した全ての壁を施工するものとする。</p>

※基準…住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1105号）

### 断熱改修の施工箇所



### 3 屋根の遮熱塗装

屋根の遮熱塗装	<p>日本産業規格（JIS K5675）に適合した塗料、または同等の性能を有する塗料を屋根の全面に施工すること。</p> <p>※同等の性能を有する塗料とは、以下のとおりです。条件に合致する塗料については、施工会社や塗料の製造会社にお問い合わせください。</p> <p>「グレー色（N6）の塗料の試験体で、日本産業規格（JIS K5602）により測定された日射反射率測定値全波長域が、50%であるもの。その場合は、グレー色（N6）以外の色の塗料でも可とする。」</p> <p>※ガルバリウム鋼板などの遮熱性能を有した鋼板による屋根のカバー工法は対象外となります。</p>
---------	---

### 4 節水型トイレ ※単独申請不可

節水型トイレ	日本工業規格（JIS A5207）に規定する節水Ⅱ型大便器または同等以上の性能（洗浄水量 6.5ℓ以下）を有するもの。
--------	---

### 5 高断熱浴槽 ※単独申請不可

高断熱浴槽	日本産業規格（JIS A5532）に規定する高断熱浴槽の認証を受けているもの、または同等以上の性能（湯温降下 4 時間で 2.5℃以内）を有するもの。
-------	---

※単独申請不可について

「節水型トイレ」「高断熱浴槽」はそれぞれ単独でのご申請はできません。他の補助項目と一緒にご申請ください。

#### ◆注意事項

(1) マンションなどの集合住宅にお住まいの方は、個人による改修が認められているか、あらかじめご確認をお願いいたします。個人による改修が認められていることを確認するため、管理組合等の同意書をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

(2) 全ての項目において対象は新品に限り、自作品は補助対象外です。

## 必要書類

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

### 1 申請時（工事着工前）

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（家庭用）【様式第1号】★
- ② 事業計画書★
- ③ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費、製品名等、内訳が分かるもの）
- ④ 事業内容が確認できる契約書の写し
- ⑤ 施工箇所の施工前の現況カラー写真
- ⑥ 対象箇所の施工図面（物件の平面図、立面図等）
- ⑦ 部材の性能を証する書類（カタログ等）の写し
- ⑧ チェックリスト【≪エコリフォーム用≫申請時】★
- ⑨その他、必要に応じて提出する書類

(ア)申請者以外の建物所有者または共有名義人がいる場合

- ・建物所有者共有名義人同意書【別紙1-1号】★  
（建物所有者と共有名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）

(イ)三世帯同居の加算措置の適用を受ける場合

- ・三世帯の同居（18歳未満の子と同居）及び続柄が確認できる書類（住民票原本（※）及び【別紙1-2号】）★

※3カ月以内に取得したものに限りします。

※性的少数者の方で「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」の交付を受けた方はカードの写しも必要です。

(ウ)再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合

- ・契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類  
（直近の電気料金請求書の写し及び比率の表示がある書類の写し）

### 2 実績報告時（工事完了・引渡後）

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（家庭用）【様式第11号】★
- ② 領収書等の写し（宛名、社判の押印があり、工事費を受領したことが分かるもの）  
※金融機関等への振込依頼書は不可。  
※領収日が令和7年3月21日(金)までのものに限る。
- ③ 施工中・後のカラー写真（施工箇所全て）
- ④ 対象要件の製品が施工されたことが分かる書類（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写しで、施主名又は住所、型番、品名、寸法等が分るもの）
- ⑤ チェックリスト【≪エコリフォーム用≫実績報告・請求用】★